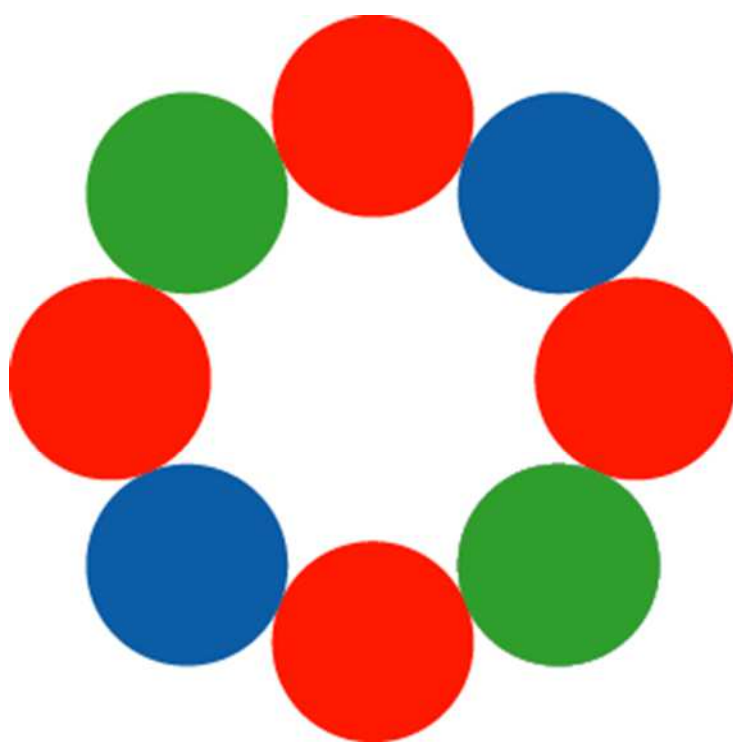


南砺市過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度



令和8年3月

南 砺 市

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 1 | 基本的な事項 | 1 |
| (1) | 南砺市の概況 | 1 |
| (2) | 人口及び産業の推移と動向 | 3 |
| (3) | 行財政の状況 | 8 |
| (4) | 地域の持続的発展の基本方針 | 10 |
| (5) | 地域の持続的発展のための基本目標 | 13 |
| (6) | 計画の達成状況の評価に関する事項 | 13 |
| (7) | 計画期間 | 13 |
| (8) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 14 |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 15 |
| (1) | 現況と問題点 | 15 |
| (2) | その対策 | 15 |
| (3) | 計画 | 16 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 16 |
| 3 | 産業の振興 | 17 |
| (1) | 現況と問題点 | 17 |
| (2) | その対策 | 19 |
| (3) | 計画 | 22 |
| (4) | 産業振興促進事項 | 23 |
| (5) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 23 |
| 4 | 地域における情報化 | 24 |
| (1) | 現況と問題点 | 24 |
| (2) | その対策 | 24 |
| (3) | 計画 | 25 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 25 |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | 26 |
| (1) | 現況と問題点 | 26 |
| (2) | その対策 | 27 |
| (3) | 計画 | 28 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 28 |
| 6 | 生活環境の整備 | 29 |
| (1) | 現況と問題点 | 29 |
| (2) | その対策 | 29 |
| (3) | 計画 | 30 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 30 |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 31 |
| (1) | 現況と問題点 | 31 |
| (2) | その対策 | 33 |
| (3) | 計画 | 35 |

| | |
|---|-----|
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 3 5 |
| 8 医療の確保 | 3 6 |
| (1) 現況と問題点 | 3 6 |
| (2) その対策 | 3 6 |
| (3) 計画 | 3 6 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 3 7 |
| 9 教育の振興 | 3 8 |
| (1) 現況と問題点 | 3 8 |
| (2) その対策 | 3 9 |
| (3) 計画 | 4 0 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 4 0 |
| 10 集落の整備 | 4 1 |
| (1) 現況と問題点 | 4 1 |
| (2) その対策 | 4 1 |
| (3) 計画 | 4 2 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 4 2 |
| 11 地域文化の振興等 | 4 3 |
| (1) 現況と問題点 | 4 3 |
| (2) その対策 | 4 3 |
| (3) 計画 | 4 4 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 4 4 |
| 12 再生可能エネルギーの利用の推進 | 4 5 |
| (1) 現況と問題点 | 4 5 |
| (2) その対策 | 4 5 |
| (3) 計画 | 4 5 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 4 5 |
| 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 4 6 |
| (1) 現況と問題点 | 4 6 |
| (2) その対策 | 4 6 |
| (3) 計画 | 4 6 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 4 7 |
| 14 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分 | 4 8 |

南砺市過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 南砺市の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

南砺市は、富山県の西南端に位置し、北部は砺波市と小矢部市、北東部は富山市、西部は医王山を介して石川県、南部は1,000～1,800m級の山岳を経て岐阜県に隣接している。東西は約26km、南北は約39kmで、668.64㎢の面積を有し、そのうち約8割が白山国立公園等を含む森林であるほか、岐阜県境に連なる山々に源を発した庄川や小矢部川が北流するなど、豊かな自然に恵まれている。また、本地域北部の平野では、水田地帯の中に美しい散居村の風景が広がるなど、独特の田園景観を形成している。

気候は、典型的な日本海側気候で、冬は寒く、降水・降雪量が多い地域である。中でも城端地域、平地域、上平地域、利賀地域、福光地域は特別豪雪地帯に指定されており、山間部では最大積雪深が3mを超えることもある。

冬の雪、春先や台風の季節には、北東の山麓部で「井波風」と呼ばれる強い局地風が吹くほか、平野部の集落では、敷地をカイニヨ（屋敷林）で囲み、家屋を守っている。

本市では、立野原台地から県内最古の旧石器時代の遺跡が発見されたほか、旧石器時代から縄文時代の遺跡から多くの遺物が出土している。古代には、小矢部川流域の平野部で荘園が発達し、高瀬遺跡では、当地にあった荘園の管理施設と思われる掘立柱建物群が残されている。

中世から近世にかけて、瑞泉寺が建立、善徳寺が現在地に移転してくると、井波や城端は門前町として発展した。近世に入ると、平野部では加賀藩の支配下で新田開発が進められ、また、五箇山地方では、養蚕や木炭、和紙のほか、塩硝づくりが行われた。

合併前の8町村のうち旧平村、旧上平村、旧利賀村、旧井口村の4村は、明治22年町村制が公布されてから合併はなく、旧城端町、旧井波町、旧福野町、旧福光町の4町は、昭和の大合併を経て平成の大合併に至った。

交通網は、国道156号、国道304号及び国道471号を南北軸とした道路網が形成され、道路の改良整備、除雪体制の強化により利便性、快適性の向上を図っている。しかし、山間部においては、地形的な制約により、南北道路網に接続するアクセス道路の整備が遅れており、特に冬期間の安全確保に努める必要がある。また、本市のほぼ中央を縦貫する東海北陸自動車道では、福光IC、五箇山IC、南砺スマートIC及び城端スマートICの交通結節点を有しており、東海方面からの玄関口として広域交流の拡大が期待されている。

鉄道は、高岡～城端間を結ぶJR城端線が敷設されており、地域住民や観光客の貴重な交通手段として利用されている。平成27年には、新たに開業した北陸新幹線と接続するJR新高岡駅が設置され、首都圏からの移動時間が短縮され、交通の利便性が向上した。

本市は、地域に根付いた民俗芸能や伝統的祭事をはじめ、歴史・文化資源や伝統工芸を紹介する文化・産業施設、多彩なイベントなど、多くの観光資源を有している。

また、豊かな自然を有する山間部では、世界遺産を中心とした観光や、地域の暮らしや文化に触れる滞在型観光の展開が進められており、交流人口の拡大や地元就業先の確保の面からも、ますます重要性が高まっている。

イ. 過疎の状況

市の人口推移は、昭和45年に68,979人であったが、令和2年には47,937人と減少し、昭和45年から令和2年までの50年間の人口減少率は30.5%で、特に山間部の人口減少率においては、富山県の過疎地域等の人口減少率31.3%を大きく上回り、65.5%となっている。また、人口構成の高齢化が著しく、65歳以上の人口は18,753人（昭和45年比180.4%増）で、全人口の39.1%となっており、県内の高齢化率（32.2%）を大きく上回っている。

このように、昭和40年以降、山間部を中心に過疎化が進んだ要因として、第一に、豪雪により冬期間の交通が途絶することが多く、極めて不便な生活を強いられてきたこと。

第二に、高度成長期における急速な産業構造、就業構造の変化に伴い、雇用の機会を求めて若者が大量に都市へ流出したこと。

第三に、基幹産業である農林業の近代化が遅れ、生産性が低く、労働条件も劣悪であることから、若者に対して魅力を失いがちであることや、それ以外の安定した就業の場がほとんど見当たらないこと。

第四に、生活環境、医療、教育などの整備が立ち遅れたことにより日常生活への不便さの解消が遅れたこと。

第五に、高齢化の進行に伴い高齢施設の整備や介護の人員確保が十分でないこと等が過疎化の要因として挙げられる。

本市では、このような実態の中で、過疎地域自立促進特別措置法等に基づく過疎計画を策定し、①生活路線の改良整備を重点に、②教育施設整備、③老人福祉センター、高齢者コミュニティセンター、高齢者生活福祉センター、保育園、診療所などの福祉・医療施設整備、④水道、斎場、下水道などの生活環境整備、地場産業の振興を図るための山村振興対策事業、林業構造改善事業、農業基盤整備事業などの産業基盤の整備に力を注いできたところである。

また、過疎地域の様々な課題にきめ細やかに対応するため、平成22年度から過疎地域自立促進特別事業（ソフト対策事業）も実施してきた。

これまでの特徴的な事項を挙げると、平成20年に名神高速道路・一宮ジャンクション（JCT）と北陸自動車道・小矢部砺波 JCT を結ぶ東海北陸自動車道185kmが全線開通し、平成27年には南砺スマート IC、令和5年に城端スマート IC が開通、北陸新幹線の金沢延伸を背景に首都圏や海外との観光・経済交流を目的として、桜ヶ池ハイウェイオアシス周辺での新産業創出拠点化や新幹線駅と市内観光地を結ぶ路線バス運行、鉄道増便試行などに取り組んだところである。今後は、世界遺産に登録されている五箇山合掌造り集落等の旧過疎3村はもちろん、市内各地域への交流人口の増加や観光の振興に大きく寄与することが期待される。

地域別に見ると、旧平村地域では、たいらスキー場、クロスカントリースキー場等の改修

を行ったほか、インターハイや国民体育大会など全国規模のスキー大会を開催してきた。

旧上平村地域では、上平診療所の新築移転事業や桂湖のボートレーン整備、義務教育学校開校に向けた既存小学校の改修などを行った。

旧利賀村地域では、共に生活しながら利賀学舎に通う山村留学生の受け入れや、世界的な演劇の祭典「シアターオリンピックス」の開催を通して、交流人口の拡大を図っている。

また、市全体としては、快適で安心できる生活環境の整備のため、集会施設や体育施設の改修工事や旧町村間を結ぶ道路網の整備のほか、近年は結婚活動支援や再生可能エネルギーの活用に取り組んでいる。

過疎地域の最重要課題として取り組んできた移住定住対策については、移住・定住を所管する部署の設置、各種助成制度の創設・拡充などに努めてきたことで、近年県下でもトップクラスの移住者数となっているが、依然として転出超過が続いており、若者に魅力ある雇用の場の創出などが課題となっている。

平成25年に市独自に「南砺市山間過疎地域振興条例」を策定し、人口減少の著しい旧過疎3村も含めた山間過疎地域の継続的な振興を進めている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口

本市の人口は、昭和35年には76,908人であったが、いわゆる高度成長期に若者層の都市圏への転出が本格化し、令和2年(47,937人)までの60年間で37.7%減少した。令和7年3月31日の住民基本台帳人口は、45,706人となっている。

昭和55年から昭和60年にかけては、一時的に人口の減少は鈍化したが、その後は再び高くなっている。特に0歳～14歳の年少人口の減少が顕著で、昭和35年は24,197人であったが、令和2年には、4,979人(▲79.4%)と大幅な減少となっている。また、高齢化率も、令和2年で39.1%と県平均よりも高く、この傾向は今後も続くものと思われる。

この状況は、出生率の低下、若者世代の進学や就職による転出超過などが大きな要因の一つであることから、子供を生き育てやすい環境を整備して、出産・子育て世代の転出を抑制し、若者世代の就職先として企業誘致を行うほか、市内企業の魅力や移住支援策を周知するなど、転入しやすい環境整備が引き続き必要となる。

イ. 産業

産業別人口の推移をみると、表1-1(4)にみられるように、昭和35年の就業人口は第1次産業49.8%、第2次産業25.8%、第3次産業24.4%で第1次産業就業人口が圧倒的に多かったが、高度経済成長期を機に第2次産業就業人口が大きく伸び、昭和50年には、45.3%と約半数を占め、昭和55年以降は第3次産業就業人口が伸び、平成12年には第2次産業を上回った。平成27年以降は、第3次産業が過半数を占めている。一方で、第1次産業就業人口は年々減少しており、山間過疎地域でも宿泊施設などの観光サービス業に大きな転換がみられている。

産業ごとの状況を見ると、令和2年2月1日時点において、農業は総耕地面積6,757ha、

農業経営体数1,263、1経営体当りの経営耕地面積は約5haである。担い手への集積や集落営農組織化により、経営体数は減少しているが担い手以外の個人農業者は副業的農家が多く、その就業者を見ても高齢者が主で、山間部においてはほとんどの農家の経営耕地面積が1ha未満と、生産性の低下が懸念されている。

令和5年度時点の林業については、本市の総面積の約8割が林野であるが、そのうち民有林は、83.2%である。林家の経営規模は零細で、外材の影響もあり林業の生産活動は停滞気味である。

工業については、昭和50年代の高度成長期に山間過疎地域においても繊維工場が立地したが、近年の景気低迷による不況で閉鎖に追い込まれている。木を活用した木工関係の事業所も起業したが、規模が小さく下請事業所が多いなど景気の動向に影響されやすく、若者の人材確保が進んでいない。

商業については、山間部において日常生活用品を中心とした小売業が各集落に点在しているが、大部分が零細経営で、かつ、東海北陸自動車道の五箇山ICの開設後は、市内平野部をはじめ都市部での購買が増加しており、売上が低下している。

観光については、(1)南砺市の概況のイ. 過疎の状況でも触れたが、白山国立公園の一部を含む恵まれた大自然や多くの民謡、民舞など伝統芸能や民芸品、世界遺産に登録された合掌造り集落をはじめとする文化財、さらには素朴な風土や人情、冬季の観光拠点ともなるスキー場、温泉など、魅力的な地域資源が多くある。いずれも過疎地域における重要な拠点と位置づけており、上記の魅力を活かした「滞在型観光」を推進している。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

| 区 分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | |
|---------------|--------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 | | 人 | % | 人 | % | 人 | % |
| | 76,908 | | 73,879 | △ 3.9 | 68,979 | △ 6.6 | 67,583 | △ 2.0 |
| 0歳～14歳 | 24,197 | | 18,567 | △ 23.3 | 15,308 | △ 17.6 | 14,517 | △ 5.2 |
| 15歳～64歳 | 47,121 | | 49,464 | 5.0 | 46,983 | △ 5.0 | 45,195 | △ 3.8 |
| うち15歳～29歳 (a) | 17,515 | | 18,166 | 3.7 | 16,206 | △ 10.8 | 14,416 | △ 11.0 |
| 65歳以上 (b) | 5,590 | | 5,848 | 4.6 | 6,688 | 14.4 | 7,871 | 17.7 |
| 若年者比率 | 22.8 | | 24.6 | — | 23.5 | — | 21.3 | — |
| 高齢者比率 | 7.3 | | 7.9 | — | 9.7 | — | 11.6 | — |

| 区 分 | 昭和55年 | | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | |
|---------------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % |
| | 66,844 | △ 1.1 | 66,422 | △ 0.6 | 65,113 | △ 2.0 | 62,965 | △ 3.3 |
| 0歳～14歳 | 14,059 | △ 3.2 | 13,183 | △ 6.2 | 11,232 | △ 14.8 | 9,334 | △ 16.9 |
| 15歳～64歳 | 43,594 | △ 3.5 | 42,983 | △ 1.4 | 42,126 | △ 2.0 | 39,848 | △ 5.4 |
| うち15歳～29歳 (a) | 11,574 | △ 19.7 | 10,492 | △ 9.3 | 10,440 | △ 0.5 | 10,170 | △ 2.6 |
| 65歳以上 (b) | 9,191 | 16.8 | 10,256 | 11.6 | 11,755 | 14.6 | 13,783 | 17.3 |
| 若年者比率 | 17.3 | — | 15.8 | — | 16.0 | — | 16.2 | — |
| 高齢者比率 | 13.7 | — | 15.4 | — | 18.1 | — | 21.9 | — |

| 区 分 | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % |
| | 60,182 | △ 4.4 | 58,140 | △ 3.4 | 54,724 | △ 5.9 | 51,327 | △ 6.2 |
| 0歳～14歳 | 8,112 | △ 13.1 | 7,106 | △ 12.4 | 6,435 | △ 9.4 | 5,622 | △ 12.6 |
| 15歳～64歳 | 36,649 | △ 8.0 | 34,473 | △ 5.9 | 31,230 | △ 9.4 | 27,152 | △ 13.1 |
| うち15歳～29歳 (a) | 9,555 | △ 6.0 | 8,374 | △ 12.4 | 6,538 | △ 21.9 | 5,793 | △ 11.4 |
| 65歳以上 (b) | 15,421 | 11.9 | 16,561 | 7.4 | 17,018 | 2.8 | 18,513 | 8.8 |
| 若年者比率 | 15.9 | — | 14.4 | — | 11.9 | — | 11.3 | — |
| 高齢者比率 | 25.6 | — | 28.5 | — | 31.1 | — | 36.1 | — |

| 区 分 | 令和2年 | |
|---------------|--------|--------|
| | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 | % |
| | 47,937 | △ 6.6 |
| 0歳～14歳 | 4,979 | △ 11.4 |
| 15歳～64歳 | 24,165 | △ 11.0 |
| うち15歳～29歳 (a) | 5,151 | △ 11.1 |
| 65歳以上 (b) | 18,753 | 1.3 |
| 若年者比率 | 10.7 | — |
| 高齢者比率 | 39.1 | — |

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

| 区 分 | 平成12年3月31日 | | 平成17年3月31日 | | | 平成22年3月31日 | | |
|-----|-------------|--------|-------------|--------|------------|-------------|--------|------------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総 数 | 人 61,138 | % - | 人 58,980 | % - | % △ 3.5 | 人 56,097 | % - | % △ 4.9 |
| 男 | 29,344 | 48.0 | 28,193 | 47.8 | △ 3.9 | 26,826 | 47.8 | △ 4.8 |
| 女 | 31,794 | 52.0 | 30,787 | 52.2 | △ 3.2 | 29,271 | 52.2 | △ 4.9 |

| 区 分 | 平成26年3月31日 | | | 平成27年3月31日 | | | 令和3年3月31日 | | |
|-----|-------------|--------|------------|-------------|--------|------------|-------------|--------|------------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総 数 | 人 54,210 | % - | % △ 3.4 | 人 53,582 | % - | % △ 1.2 | 人 49,235 | % - | % △ 8.1 |
| 男 | 25,884 | 47.7 | △ 3.5 | 25,590 | 47.8 | △ 1.1 | 23,652 | 48.0 | △ 7.6 |
| 女 | 28,326 | 52.3 | △ 3.2 | 27,992 | 52.2 | △ 1.2 | 25,583 | 52.0 | △ 8.6 |

| 区 分 | 令和7年3月31日 | | |
|-----|-------------|--------|------------|
| | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総 数 | 人 45,706 | % - | % △ 7.2 |
| 男 | 22,015 | 48.2 | △ 6.9 |
| 女 | 23,691 | 51.8 | △ 7.4 |

表1-1(3)人口の見通し(南砺市人口ビジョン)

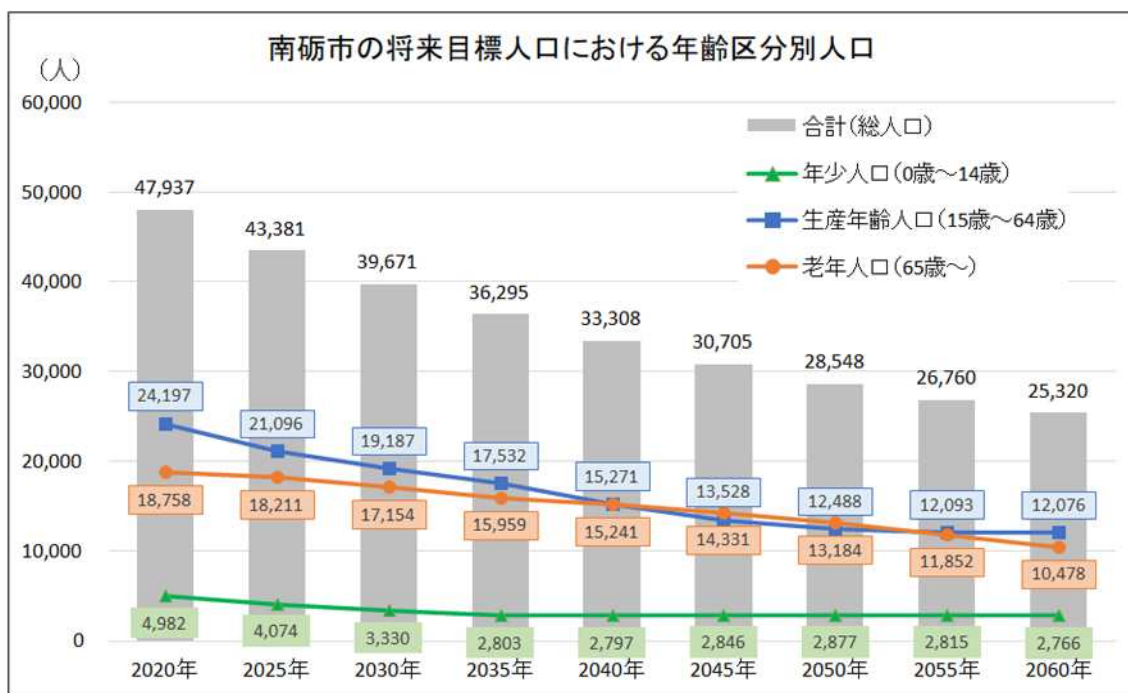


表1-1(4)産業人口の動向(国勢調査)

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

| 区 分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | |
|-----------------|-------------|--|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 42,912 | | 人 42,478 | % △ 1.0 | 人 42,100 | % △ 0.9 | 人 39,020 | % △ 7.3 |
| 第1次産業 就業人口比率 | % 49.8 | | % 39.2 | — | % 30.4 | — | % 19.2 | — |
| 第2次産業 就業人口比率 | % 25.8 | | % 34.4 | — | % 40.0 | — | % 45.3 | — |
| 第3次産業 就業人口比率 | % 24.4 | | % 26.4 | — | % 29.6 | — | % 35.5 | — |

| 区 分 | 昭和55年 | | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 38,719 | % △ 0.8 | 人 37,607 | % △ 2.9 | 人 36,873 | % △ 2.0 | 人 36,183 | % △ 1.9 |
| 第1次産業 就業人口比率 | % 15.5 | — | % 12.2 | — | % 9.2 | — | % 8.2 | — |
| 第2次産業 就業人口比率 | % 46.3 | — | % 48.3 | — | % 48.7 | — | % 47.2 | — |
| 第3次産業 就業人口比率 | % 38.2 | — | % 39.5 | — | % 42.1 | — | % 44.6 | — |

| 区 分 | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 33,217 | % △ 8.2 | 人 30,923 | % △ 6.9 | 人 28,004 | % △ 9.4 | 人 26,927 | % △ 3.8 |
| 第1次産業 就業人口比率 | % 6.2 | — | % 7.0 | — | % 6.7 | — | % 7.0 | — |
| 第2次産業 就業人口比率 | % 45.2 | — | % 41.3 | — | % 38.7 | — | % 37.2 | — |
| 第3次産業 就業人口比率 | % 48.6 | — | % 51.7 | — | % 54.6 | — | % 55.8 | — |

| 区 分 | 令和2年 | |
|-----------------|-------------|------------|
| | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 25,331 | % △ 5.9 |
| 第1次産業 就業人口比率 | % 6.6 | — |
| 第2次産業 就業人口比率 | % 36.8 | — |
| 第3次産業 就業人口比率 | % 56.6 | — |

(3) 行財政の状況

本市は、平成16年11月1日に4町4村が合併し、誕生した。現在の行政機構は、特別職3名と一般職員547名（病院事業関係を除く）で構成されている。また、議会議員定数は、17名である。各種行政委員会、事務局職員には専任職員を配置している。さらに、本市は、これまで分庁舎方式を採用していたが、令和2年7月からは本庁舎と8つの市民センターとなっている。

行政運営では、各行政区の代表者を行政推進員として委嘱して、行政推進員会議を開催している。

平成24年には、「南砺市まちづくり基本条例」を制定し、「市民が主体」、「情報共有」、「協働」の原則のもと、市民が主体となり協働のまちづくりを進めている。

令和元年からは、旧小学校区単位の各地区に住民の意見の把握や地域課題の解決に向けて活動する「地域づくり協議会」が設立され、地域が主体で取り組む自治を行っている。

当面の行政課題は、公共施設のマネジメントである。多数の町村が合併した本市では、合併前の市町村から引き継いだ公共施設が、類似団体と比較して多いことから、平成27年に南砺市公共施設等総合管理計画を策定し、中長期的な公共施設の総合的なマネジメントを進めている。

本市の財政状況については、表1-2（1）市町村財政の状況のとおりである。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成22年度 | 平成25年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 38,844,550 | 39,679,522 | 41,093,362 | 37,983,461 | 42,004,839 |
| 一般財源 | 23,411,636 | 23,795,152 | 24,805,843 | 22,935,994 | 23,342,903 |
| 国庫支出金 | 3,643,828 | 3,858,776 | 3,666,377 | 2,704,772 | 9,276,605 |
| 都道府県支出金 | 1,776,068 | 2,728,377 | 1,920,304 | 2,107,568 | 1,963,126 |
| 地方債 | 4,334,900 | 4,727,404 | 6,295,030 | 4,786,302 | 3,421,445 |
| うち過疎対策事業債 | 783,700 | 644,600 | 490,200 | 1,853,600 | 1,284,700 |
| その他 | 5,678,118 | 4,569,813 | 4,405,808 | 5,448,825 | 4,000,760 |
| 歳出総額 B | 36,690,758 | 37,712,750 | 39,084,541 | 36,324,395 | 40,218,180 |
| 義務的経費 | 13,379,553 | 13,402,396 | 13,314,385 | 12,178,375 | 12,840,679 |
| 投資的経費 | 8,511,961 | 8,214,009 | 9,285,961 | 7,103,874 | 4,155,709 |
| うち普通建設事業 | 8,034,830 | 7,907,704 | 9,102,443 | 6,907,307 | 4,070,123 |
| その他 | 11,956,375 | 13,422,029 | 13,619,001 | 12,590,412 | 19,499,206 |
| 過疎対策事業費 | 2,842,869 | 2,674,316 | 2,865,194 | 4,451,734 | 3,722,586 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 2,153,792 | 1,966,772 | 2,008,821 | 1,659,066 | 1,786,659 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 588,949 | 364,113 | 379,499 | 206,150 | 345,079 |
| 実質収支 C-D | 1,564,843 | 1,602,659 | 1,629,322 | 1,452,916 | 1,441,580 |
| 財政力指数 | 0.390 | 0.402 | 0.389 | 0.353 | 0.349 |
| 公債費負担比率 | 20.4 | 19.2 | 19.6 | 17.4 | 17.1 |
| 実質公債費比率 | 17.2 | 14.3 | 8.1 | 4.3 | 4.8 |
| 起債制限比率 | 11.0 | - | - | - | - |
| 経常収支比率 | 91.9 | 80.5 | 77.3 | 89.3 | 89.4 |
| 将来負担比率 | - | 26.7 | - | - | - |
| 地方債現在高 | 49,026,285 | 42,236,418 | 43,508,350 | 43,810,471 | 42,559,047 |

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和45年度末 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 平成25年度末 | 令和元年度末 | 令和2年度末 |
|-----------------------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市町村道 | | | | | | | | |
| 改良率 (%) | 24.4 | 61.6 | 68.9 | 73.0 | 75.2 | 75.2 | 75.9 | 76.0 |
| 舗装率 (%) | 7.5 | 54.9 | 71.1 | 80.3 | 80.2 | 80.2 | 80.9 | 80.9 |
| 農道 | | | | | | | | |
| 延長 (m) | - | - | - | - | 168,891 | 74,454 | 70,763 | 70,763 |
| 耕地1ha当たり農道延長 (m) | 50 | 100 | 97 | 73 | - | - | - | - |
| 林道 | | | | | | | | |
| 延長 (m) | - | - | - | - | 424,081 | 426,954 | 429,043 | 430,164 |
| 林野1ha当たり林道延長 (m) | 12 | 20 | 30 | 35 | - | - | - | - |
| 水道普及率 (%) | 65.6 | 94.5 | 95.7 | 99.8 | 98.8 | 98.8 | 99.1 | 99.2 |
| 水洗化率 (%) | 0.0 | 0.0 | 78.7 | 72.0 | 88.3 | 90.7 | 93.6 | 93.6 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | 13 | 14 | 14 | 15 | - | - | - | - |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア. 基本的方向

本市は、平成29年4月から市全域が「みなし過疎」から「過疎地域」の指定（法第2条第2項）を受け、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う様々な課題に対して、過疎地域持続的発展計画（旧過疎地域自立促進計画）を策定してその対策に取り組んできた。しかしながら、現在も人口減少が進行している厳しい状況にあることから、地域が抱える多くの課題を解決し、本市の持続的発展を実現するには、様々な観点から対策を講じていくことが必要である。

過疎地域では、人口減少・高齢化、地域産業の低迷などにより、地域の活力が低下している。特に、地理的条件の厳しい地域では、生活環境、交通、医療・福祉など、住民生活において課題を抱えている。

一方で、過疎地域は、「水源かん養」、「文化の継承」、「自然と触れ合う機会の提供」、「食料の安定的な供給」等の公益的機能を有し、市民生活の向上に重要な役割を担っている。また、都市への過度な人口の集中が災害や感染症等のリスクを増大させている中において、過疎地域が担うべき役割は一層重要になっている。

そのため本市では、富山県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指し、真に必要な社会基盤等のハード整備に取り組むとともに、地域の実情に応じたソフト面の対策が重要であるとの認識を持ち、地域住民の生活に密接したソフト対策事業を実施していくものとする。

I. 地域コミュニティの自治力強化、地域の保全

人口減少・高齢化が進行するなか、住民が主体となって地域の課題解決に取り組む仕組み「小規模多機能自治」はますます重要になっている。一方で、これまで地域を支えてきた人・組織・仕組みだけでは地域活動の維持が困難になることが予測され、新たな地域コミュニティの仕組みづくりが必要である。また、移住者や関係人口の増加を図り、豊かな自然環境や伝統文化など地域の魅力や環境の保全を目指す。

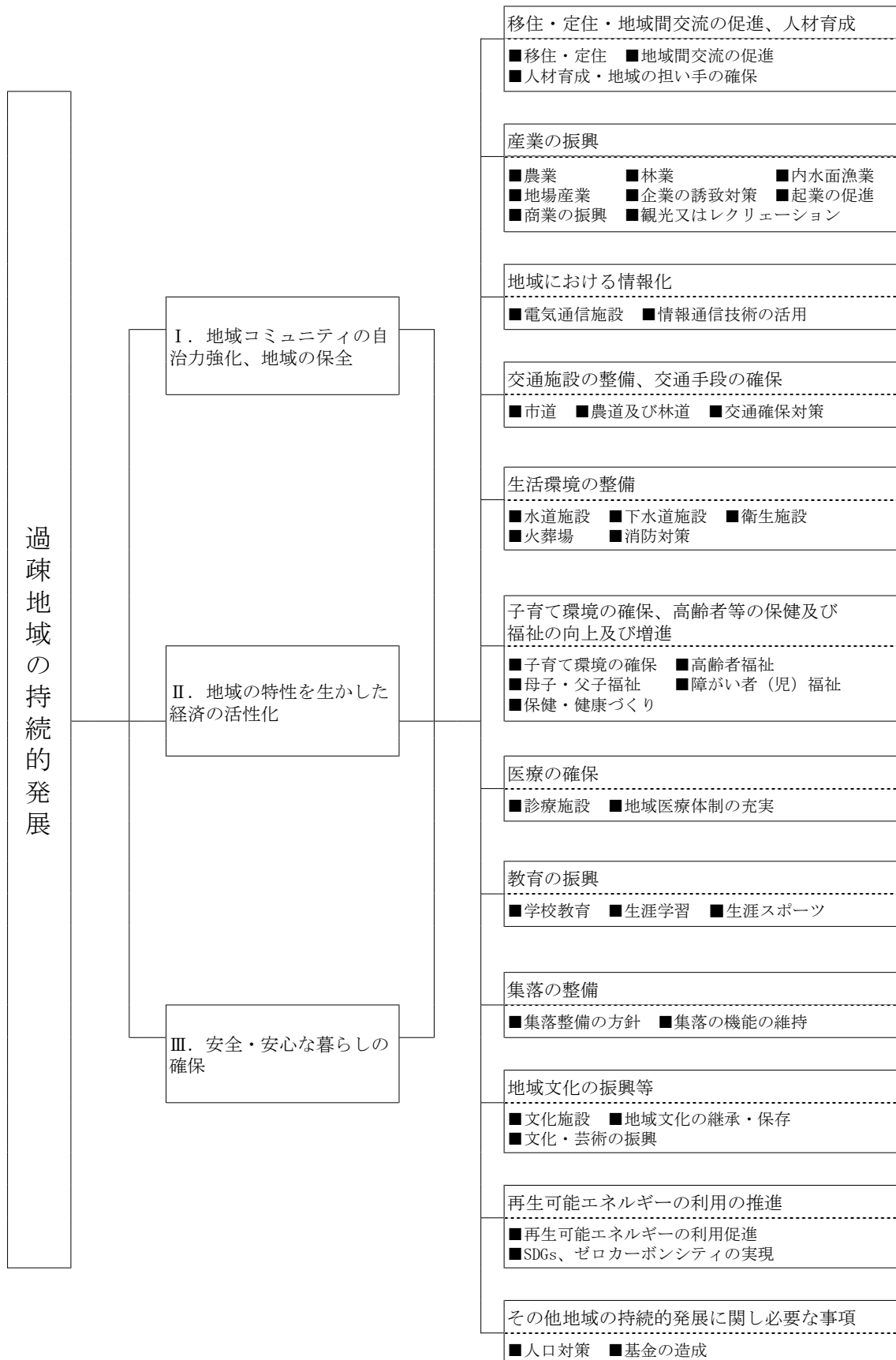
II. 地域の特性を生かした経済の活性化

これまでの農業等の産業や働き方だけでは、地域の成長を続けるのが難しくなっている。世界遺産や伝統的工芸品、豊かな里山景観など、南砺市ならではの「強み」や「魅力」を再発見し、それを活かした観光の高付加価値化、企業の誘致や雇用の創出、地域内外の人のつながりを生み出すことで、地域の経済を活性化し、市民が生まれ育った地域に誇りを持って住み続けたい、また若者や子育て世代が移住したいと思える魅力的な地域を目指す。

Ⅲ. 安全・安心な暮らしの確保

市場規模の縮小、担い手不足により、特に山間部において生活に必要なサービスが縮小しており、豪雨・豪雪や地震などの自然災害も頻発化・激甚化している。新しい技術の活用や住民・行政・企業等の連携により、災害に強い地域の構築、日常生活を支える地域交通や買い物、医療・福祉サービスの充実により、誰もが安全に安心して暮らし続けられる地域を目指す。

南砺市過疎地域持続的発展計画の体系



イ. 対策の実施にあたって

過疎対策の実施にあたっては、創意工夫を凝らした集落及び地域住民の自主的・主体的な取組みを積極的に推進するとともに、地域コミュニティの維持、自治組織の育成などについて、市と関係機関が連携して取り組むこととする。

地域が自主的な取組みを行う際に、専門的な知識、人材の不足が課題となることから、産（企業）・官（政府・地方自治体）・学（教育機関）・金（金融機関）などと連携し、専門的な知見を活用し地域課題を解決していくことを推進する。また、地域おこし協力隊制度の積極的な活用及び隊員が十分に活躍できる環境の整備にも引き続き努めていく。

なお、本計画は、国・県・市などが定める各種計画との整合性を確保し、財源計画に基づいた事業計画をたて、計画の実効性の確保に努めることとする。

特に、「第2次南砺市総合計画」（以下「総合計画」という。）、「南砺市公共施設等総合管理計画」（以下「公共施設等総合管理計画」という。）との連携・整合については、配慮していくものとする。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

本市の人口動態は、出生数の低迷や首都圏を中心とした都市部への若者の流出により、厳しい状況が続いている。令和7年3月に改訂した「南砺市人口ビジョン」では、国、県の長期ビジョンや本市の人口推移も勘案しながら、将来における年間出生数を160人程度で維持し続けられるよう目指すこととしている。また、これまでの取組みにより成果が現れてきている「充実した子育て環境の提供」、「移住先としての高い評価」などの本市の強みを活かした施策の推進に取り組むことで、若者のUIJターンや子育て世帯の転入の促進につなげ、2030年の将来目標人口39,671人の実現を目指す。

| | |
|-------------|---------|
| 目標人口（2030年） | 39,671人 |
|-------------|---------|

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本市は、市全域が過疎地域であることから、市の最上位計画である「総合計画」の評価・検証に合わせて、本計画の進捗状況を確認するものとする。

また、本計画期間中に、山間地を中心とした著しく地理的条件が不利な地域の住民との意見交換会を開催するとともに、その結果を市議会にも説明するものとする。

（7）計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 27 年に策定した「公共施設等総合管理計画」では、本市は人口に比して公共施設等の建物総延床面積が大きく、今後の人口や財政見通しを考慮すると、すべての施設を維持することは不可能で、以下の基本方針に基づき公共施設を縮減するとしている。

- ①新たな行政需要が生じた場合にあっては、既存施設の有効活用を図るものとし、原則として新規施設は建設しない。止むを得ず新設する場合は、同等の面積以上の施設を縮減する。
- ②既存施設の更新（建替え）に当たっては、行政サービスの必要水準（質）及び量に着目し、まずは、他の既存施設と併合した複合施設としての整備を検討する。なお、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らない。
- ③将来の人口推計及び財政シミュレーションから、持続可能な行政運営ができる規模まで公共施設保有総量で約 50%、25 万㎡を目標に縮減する。

本計画においても、上記の基本方針に則り施設等の整備を実施することとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア. 移住・定住

これまでも、都市住民の地方移住に対するニーズの高まりをとらえ、都市との交流人口の拡大を図り、若い世代を中心とした移住希望者の獲得に向け、移住定住を所管する部署を設置するなど、移住・定住に関する一元的な相談体制の充実や移住体験ツアーの実施、各種補助金の整備などに取り組んできた。

しかしながら、社会減による人口減少に歯止めがかかっていないため、継続して移住・定住施策に取り組む必要がある。

具体的には、首都圏をはじめとする大都市圏や近隣の自治体にむけて、本市の豊かな文化、暮らしや仕事、自然環境などの情報を集中的・効果的に発信し、移住者の獲得及び定着を図る。

イ. 地域間交流の促進

美しい自然、歴史的・伝統的な文化遺産、民俗民芸等の地域の特性を活かした都市又は海外との交流・共生を促進して、地域の魅力の向上を図ることが重要である。このため、地域住民の自主性と創意工夫を尊重し、従来の施策にとらわれない新たな視点で、姉妹都市・友好都市交流、山村留学定住事業、イベント、体験農園等の地域間交流を積極的に実施・支援していく必要がある。

また、地域間交流の推進にあっては、本市が進める「滞在型観光」や、関係人口の創出に向けた「応援市民制度」などとも関連した事業の進め方が必要となる。

ウ. 人材育成・地域の担い手の確保

集落機能の維持、地域活性化の取組みのためには、地域住民が地域の現状を把握し、自ら考え行動していくことが最も重視される。

一方で、地域の課題として、多く挙げられるのが「担い手不足」であることから、地域づくり協議会などの地域組織を担う人材の育成のほか、南砺市と連携協定を締結している大学や企業、都市部の副業就業希望者、「応援市民制度」による地域住民以外の人材が様々なかたちで活躍できる環境の整備が必要となる。

(2) その対策

ア. 移住・定住

- ①移住・定住対策事業を実施する。
- ②UIJ ターン者が暮らしやすい支援制度、環境の整備を行う。
- ③地域おこし協力隊の任期終了後の定住を推進する。

イ. 地域間交流の促進

- ①地域の特性を活かし、都市又は海外との交流・共生を促進する。
- ②住民が自主性と創意工夫を尊重し、新たな視点で実施する地域間交流を支援する。
- ③「滞在型観光」や関係人口の創出に向けた、「応援市民制度」などに関連づけた地域間交流事業を促進する。

ウ. 人材育成・地域の担い手の確保

- ①地域の担い手を募集、育成する自主的な取組みを支援し、活躍できる環境を整備する。
- ②地域の担い手となりうる人材に向けて、「応援市民制度」など各種制度の周知などを行う。
- ③農林業をはじめとする地域産業の後継者確保のため、国の研修制度なども活用しながら移住者などへの就業支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|---------------------------|-----------------------|--------------------------------|------|
| 1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 定住支援事業「定住奨励金」 | 南砺市 |
| | | 不動産バンク活用促進事業 | 南砺市 |
| | | 空き家利活用事業 | 南砺市 |
| | | 応援市民制度事業 | 南砺市 |
| | | 官学・官民連携事業 | 南砺市 |
| | (5) その他 | 移住コーディネート事業 | 南砺市 |
| | | なんとに住んでみられ事業 (体験ハウス) | 南砺市 |
| | | 地域おこし協力隊事業 | 南砺市 |
| | | 南砺市オンラインマッチング事業 (スマウト含む) | 南砺市 |
| | | ローカル体験プログラム事業 | 南砺市 |
| | | 移住コンシェルジュ事業 (「くらしたい国、富山」含む) | 南砺市 |
| | | 金沢大学セミナーハウス事業 | 南砺市 |
| | | シティプロモーション推進事業 | 南砺市 |
| | | 若者魅力化事業 | 南砺市 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

経営耕地面積 6,757ha のうち田面積が 6,525ha で 96.6% を占め、農業経営体 1 経営体当たりの平均経営耕地面積は約 5ha であり、農家の 77.1% が副業的農家である。

本市では、生産性の高い土地利用型農業を推進するため、広域農道や大区画ほ場、農道、農業用排水路など農業生産基盤の整備を推進し、高品質な米を基幹作物として、地域に根ざした農業の振興に取り組んできた。さらに、集落型経営体の育成など農業経営体制の強化を推進し、農地の有効利用を図りながら、効率的・安定的な農業経営を推進してきたところであり、これらの施策は、今後も継続して取り組む必要がある。

また、加工品や特産品づくりなどの高付加価値化によって消費拡大を推進する一方、市民や観光客への周知活動を展開するなど地産地消を基本としながらも、流通・販路拡大体制の構築が必要となってくる。

また、グリーン・ツーリズムなど農業を中心とした交流・体験型観光の推進や農業と他業種との連携を図り、自然と調和した農業振興を推進する必要がある。

このほか、農業、農地を守る後継者不足、増加する耕作放棄地、イノシシなどの鳥獣被害などが喫緊の課題であり、早急な対策が求められている。

イ. 林業

森林面積は 52,589ha であり、総面積の 78.7% を占めている。そのうち国有林は 16.8% で、民有林は 83.2% である。民有林のうち 18.9% が公有林等で占められ、水源かん養、山地保全等森林の公益的機能を果たしている。

一方、森林における人工林率は 24.3% と低く、森林の保有規模が 5ha 未満の家族林業経営体が全体の 31.3% を占め、小規模零細な森林保有施策となっており、さらには林業従事者が少ないことから、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、間伐等の森林施策を効率的に実施する「施策の集約化」が進められている。

今後は、優良林木の育成により森林の持つ多様な機能の維持・増進を図るとともに、計画的な森林の造成を進め、林産物の特産化、ブランド化に取り組むほか、森林組合の経営強化や担い手確保など林業経営の安定化を図っていく必要がある。

また、本市が推進している「南砺市エコビレッジ構想」に基づき、市産材の活用、再生可能エネルギーとしての木材利用など、森林資源の循環利用が可能な森づくりに努める。

ウ. 内水面漁業

豊富な水資源を利用した岩魚、ニジマスの養殖が主体であり、清流河川への放流や市内外の民宿・体験施設などでの活用が図られている。今後は、魚族資源の保護・増殖及び観光・レジャーとの連携により、更なる販路の拡大や二次加工による商品開発、養殖業者の技能の向上や水源対策に努める必要がある。

エ. 地場産業

地域にある資源を活用して地域独自の産業を興し、育てることは、地域経済の活性化以上に大きな役割を果たす。本市では、和紙、木彫刻、木工品、民芸品、絹織物、山菜、養魚、アニメ制作などが地場産業となっており、近年では、特に和紙、木彫刻、アニメ制作などが、新商品開発や新技術の導入などにより国内外に販路を広げている。今後、これらの産業の一層の振興を図るとともに、未利用資源の発掘、磨き上げに努める必要がある。また、後継者育成、技術の伝承を支援することで、過疎地域における雇用創出にも努める。

また、ビジネスマッチングの機会の提供や消費者ニーズ等の収集、活用に努めることにより、販路の拡大や観光と結びついた特産品の振興を図る。

さらには、小規模・零細な企業が多い地場産業において、経営体質の改善、情報発信等による販路の拡大等を図るための地域商社機能の充実に努め、製品のブランド化、新商品開発を進める。

オ. 企業の誘致対策

市内からの通勤圏となる県西部の市町村や石川県金沢市などへのアクセス向上を図るとともに、東海北陸自動車道や北陸新幹線などの高速ネットワークや市内全域を網羅する光通信ネットワークを活用し、本市への企業誘致を推進する必要がある。

これまでもクリエイターを中心としたコンテンツ産業の集積やサテライトオフィスの環境整備に取り組んできたが、今後はICTを活用し、テレワークや半農半Xなど新しい働き方の提案による企業誘致を推進し、産業育成を進めることが望まれる。

カ. 起業の促進

本市は、豊かな自然に恵まれており、清浄な水や空気、静寂な環境、安価な土地等の提供を通じて、新たなビジネスを創出する可能性を有している。

また、ICTの進展と高速通信ネットワークの整備により、過疎地域においても地理的ハンディキャップを克服し、小規模であっても多種多様なアイデアを基にした起業の可能性が出てきたと言える。

今後はこれらの特性を活かし、テレワーク環境に適した各種産業をはじめ、地域の資源を活用した新しい産業、高齢化社会に対応した医療・介護関連産業などの新規事業の立ち上がりを積極的に支援する必要がある。

また、起業に関するセミナーの開催や各種助成制度の充実により、起業数の増加に努める。

キ. 商業の振興

商業については、今後も住民の生活利便性の向上に貢献していく方向で発展を図る必要がある。

高齢化により、今後ショッピングセンター等までの移動手段を持たない人が増えることが予想されることから、「ICTの活用」、「宅配制度の導入」、「移動販売」など新しいサービスの提供も積極的に進めていく必要がある。

また、観光産業との連携の可能性について研究を進め、観光客を対象とした商店については、素朴さを尊重した店舗展開と、飲食などを取り込んだ核となる施設の展開の二方向からその発展を図る。

過疎地域は全体的に小規模・零細の商店が多く、後継者不足や継業を課題とされていることから、経営支援や後継者育成支援にも取り組む必要がある。

ク. 観光又はレクリエーション

世界遺産をはじめとする観光施設の入込は年間300万人前後で推移しているが、スキー場や温泉などのレクリエーション施設の来場者は、減少傾向にある。

こうした状況を踏まえ、増加傾向にある外国人旅行者の受入環境の整備を進めるとともに、豊かな自然や特色あるアクティビティ、文化・伝統を組み合わせたアドベンチャーツーリズムの推進を図り、市域・県域を超えた広域的な観光ニーズに的確に対応しながら、滞在型観光の促進を図る必要がある。

また、世界遺産のライトアップや全国規模のスキー大会の開催など冬期間における観光客の誘致に努め、年間を通じた観光産業の活性化を図るとともに、開業が予定されている「Play Earth Park Naturing Forest」を活用した周遊型観光の推進にも取り組むことが求められる。

一方、都市住民の間では、美しい景観や豊かな自然に対し、「ゆとり」、「やすらぎ」、「いやし」等、心の豊かさを重視したライフスタイルへの関心が高まっている。こうした時代の潮流を的確に捉え、過疎地域での生活体験や交流を通じたグリーン・ツーリズムをはじめ、エコ・ツーリズムやワーケーションなど、自然環境の保全やワークライフバランスの推進につながる取組みも積極的に進めていく必要がある。

なお、観光及びレクリエーション施設については、類似施設が多い現状や公共施設等総合管理計画との整合性も踏まえ、計画的な改修・再編を進めることが求められる。

(2) その対策

ア. 農業

- ①生産性の高い土地利用型農業を推進するため、生産基盤の整備を推進する。
- ②遊休農用地の有効利用と水稲に代わる特産品（干柿、里芋、そば、赤かぶ等）の振興や新たな特産品の開発研究を推進する。
- ③農業の担い手を育成及び確保し、効率的・安定的な地域ぐるみの営農体制の確立を図る。
- ④加工品や特産品づくりなどの高付加価値化や生産物直売所などの整備により、複合的農業の推進による農家所得の向上に努める。
- ⑤消費者ニーズに適した農産物を生産、地産地消の推進を図る。
- ⑥グリーン・ツーリズムなど農業を中心とした交流・体験型観光の推進や農業と他業種との連携を推進し、自然と調和した農業振興を推進する。
- ⑦耕作放棄地や鳥獣害被害への対策、調査を行う。

イ. 林業

- ①動植物の生態系の保護に努め、森林保育管理事業を継続して行うことにより、優良林木の育成及び森林の保全を図る。
- ②林業作業班の育成強化を図り、林業担い手の確保を推進する。
- ③治山事業の推進を図り、山地の崩壊等、国土の保全に努める。
- ④市産材の活用、再生可能エネルギーの利活用など、森林資源の循環利用が可能なシステムを構築する。

ウ. 内水面漁業

- ①放流事業の促進により、魚族資源の増殖に努める。
- ②観光と結びついた内水面漁業の振興を模索する。
- ③二次加工による商品開発など、付加価値向上を促進する。

エ. 地場産業

- ①既存の地場産業への支援を行うことで、当該産業のさらなる発展を図る。
- ②未利用資源の発掘、磨き上げにより、新たな地場産業の創出を行う。
- ③技術習得の奨励、支援を行うことにより、後継者の育成を行うとともに、地域の新たな雇用を創出する。
- ④地域商社機能の充実に努め、製品のブランド化、新商品開発を推進する。

オ. 企業の誘致対策

- ①通勤圏の交通網の整備にあわせて、企業誘致を推進する。
- ②企業の求める条件などを的確に把握、分析し、本市の利点を明確にする。
- ③ICTを活用した新しい働き方の提案による企業誘致を推進し、産業育成企業が進出しやすい環境の整備を行う。

カ. 起業の促進

- ①環境整備、制度設計などにより、起業がしやすい環境を整備する。
- ②起業がしやすい環境であることをPRし、積極的に支援する。

キ. 商業の振興

- ①住民のニーズに対応できるよう、魅力ある商業の振興を図る。
- ②高齢化による移動手段がないなどの課題に対応するため、時代に合致した新しいサービスの実施検討を推進する。
- ③土産店など観光客に喜ばれる魅力ある商店づくりを推進する。
- ④経営支援、後継者育成を推進する。

ク. 観光又はレクリエーション

- ①世界遺産などを核とした、自然と調和のとれた魅力ある観光地づくりを推進する。
- ②市域を超えた広域観光のニーズへの対応を支援するなど、滞在型観光を推進する。
- ③冬季における観光客の誘致に努め、年間を通じた観光産業の活性化を図る。
- ④アドベンチャーツーリズム、ワーケーション、インフラツーリズム、教育旅行など新たなライフスタイル、ニーズに対応した、観光のスタイルを構築する。
- ⑤観光協会などの組織強化と育成に努める。
- ⑥広域的な観光振興体制の強化、施設整備などを行う。
- ⑦地域の観光産業を支える人材の確保・育成に取り組む。
- ⑧外国人旅行者への対応を強化し、受入環境の充実を図る。
- ⑨「Play Earth Park Naturing Forest」の開業を契機として、自然との共生や新たなライフスタイルを体験できる場を活用し、周遊観光の推進と地域全体の魅力向上を図る。
- ⑩観光及びレクリエーション施設については、類似施設が多いという現状及び公共施設等総合管理計画との整合性も踏まえ、計画的に改修等を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|---------------|------------------------|------------------------------|---------------|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 農業 | | |
| | | 市単独土地改良事業 | 南砺市 |
| | | 基盤整備促進事業 | 土地改良区 |
| | | 中山間地域等直接支払 | 集落協定 |
| | | 多面的機能支払 | 活動組織 |
| | 林業 | 県単独森林整備事業 | 森林組合 |
| | | 公共造林事業 (上乗せ、市有林所有者負担金) | 南砺市 森林組合 |
| | | 市有林造成事業 | 南砺市 |
| | | 森林総合研究所分収造林事業 (保育管理) | 南砺市 |
| | | | |
| | (3) 経営近代化施設 農業 | | |
| | | 農業用機械整備事業 | 南砺市 |
| | (7) 商業 その他 | | |
| | | 商工業施設整備事業 | 南砺市 |
| | (9) 観光又はレクリ エーション | スキー場施設整備事業 圧雪車等購 入 | 南砺市 |
| | | 宿泊・観光施設整備事業 | 南砺市 |
| | | 桜ヶ池公園施設整備事業 | 南砺市 |
| | | 都市公園施設整備事業 | 南砺市 |
| | (10) 過疎地域持続 的発展特別事業 | 商工事業（五箇山和紙まつり・全国 和紙ちぎり絵展） | 南砺市 |
| | | 観光資源発掘事業 | 南砺市 |
| | | 観光振興事業 | 南砺市 |
| | | アニメツーリズム事業 | 南砺市 |
| | | 世界遺産バス運行事業 | 南砺市 加越能バス株 |
| | (11) その他 | 有害鳥獣対策事業 | 南砺市 |
| | | 森林・林業担い手育成事業 | 南砺市 |
| | | 農山漁村振興交付金 農泊推進対策 事業 | 民間団体 |
| 地場産農作物消費向上事業 | | 南砺市 | |
| みんなで農作業の日事業 | | 南砺市 | |
| 都市農村交流事業 | | 南砺市 | |

(4) 産業振興促進事項

ア. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|----------------------------|-------------------------|----|
| 南砺市全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 | |

イ. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2) その対策及び(3) 計画のとおり事業を推進する。

また、とやま呉西圏域都市圏を構成する5市をはじめ、周辺自治体とも連携し、地域産業の振興や戦略的な観光政策の推進などについて、広域的な取組を検討し、推進していく。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア. 電気通信施設

これまで、災害発生時に迅速かつ的確に情報収集・伝達を図るため、防災行政無線施設のデジタル化や防災情報ステーションの整備などにより、地域防災体制の充実を図ってきた。

また、過疎地域における電気通信格差の是正を解消し、地域産業の振興を図るため、光ファイバー網を始めとするインターネット利用環境の整備に努めてきたところであり、今後も民間事業者とも連携し、住民・事業者や観光客のライフラインともなる携帯電話の山間部等における不感地域の解消に努める。

イ. 情報通信技術の活用

山間地を抱え、高齢化率の高い本市においては、地域コミュニティや行政サービスを補完する機能としての ICT 活用は、ますます重要となる。

これまでも、CATV 網の整備を行ってきたが、これからは急激な人口減少や少子高齢化の進行による防災、福祉、医療、教育などの社会課題への対応や行政のデジタル化による住民サービスの効率化、高齢者等の情報弱者への対応、先端技術を活用した産業・観光振興のため、AI・IoTをはじめとした DX 技術を最大限に活用し、戦略的に情報化を進める必要がある。

(2) その対策

ア. 電気通信施設

- ①市内全域を網羅する光ファイバー網の保全を図るとともに、民間企業と連携して、携帯電話不感地域の解消や新たなサービス提供にむけた活用を図る。
- ②防災アプリやメッセージアプリの機能を活用し、市民の安全安心な暮らしを守る情報伝達手段の充実を図る。

イ. 情報通信技術の活用

- ①大学等の研究機関をはじめとする民間活力を最大限に発揮して、AI・IoTを活用し、地域課題解決の取組みを推進する。
- ②市役所の業務において、積極的に ICT を活用し、「書かない窓口」や「行かない窓口」など、窓口の DX 化を推進し、市民の利便性の向上と職員の業務の効率化・省力化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|-----------------|--------------------------|---------------------|--------------|
| 3 地域における 情報化 | (1) 電気通信施設等 情報化のための施設 | | |
| | ブロードバンド施設 | Free Wi-Fi スポット提供事業 | 南砺市 |
| | その他情報化のための施設 | 携帯電話等エリア整備事業 | 南砺市 民間事業者 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア. 市道

山間部にあつては冬期間の交通確保、平野部にあつては通勤・通学の利便性向上に重点を置き、交通安全等にも留意しつつ、観光をはじめとする過疎地域の産業の活性化に向けた整備に努めている。

また、市民生活の利便性向上の観点から、集落間を結ぶ生活道路や農林業の振興にも寄与する道路の整備、雪崩、落石などの危険箇所の対策も継続して進める必要がある。

さらには、都市交流軸及び地域連携軸として位置づけた本市と近隣都市を結ぶ国道、県道等の主要幹線道路やこれらに接続する補助幹線道路などの整備に努め、市内及び近隣都市との循環性の向上を図る必要がある。

一方、これまで整備されてきた道路構造物等の老朽化が進行し、災害時の集落の孤立などが懸念されることから、今後の維持管理や防災・減災対策について計画的に実施していく必要がある。

イ. 農道及び林道

農道整備については、山間部においても平野部並みの営農条件を目指して整備を進めるとともに、農業集落の生活環境改善に資する整備が必要である。

また、林道整備については、森林基幹道などの整備促進や市内林道の開設、舗装及び森林保育のための作業道開設など、林野の高度利用、森林保全に向けた整備を促進する必要がある。

ウ. 交通確保対策

本市における公共交通は、JR 城端線、民間路線バス、市営バス及びタクシーが運行されており、学生や高齢者など運転免許を持たない方にとって必要不可欠な移動手段であるが、自家用車中心の生活と人口の減少傾向による利用者の減少に加え、ドライバー不足の深刻化など、公共交通機関の存続が懸念されている。持続可能な公共交通体系を構築するため、「南砺市地域公共交通計画」に基づき、デマンドバス・タクシーの実証運行の実施・支援、公共ライドシェアの普及、観光・産業振興に資する新たな公共交通サービスの開拓、地域の実情に応じた新たな交通手段の調査、実施により、公共交通ネットワークの充実を図る必要がある。

また、JR 城端線については、「城端線・氷見線鉄道事業再構築実施計画」に基づき、富山県、沿線4市及び鉄道事業者が連携し、利用者の利便の確保と、まちづくりと連動した持続可能な公共交通網形成に取り組むとともに、より利用しやすい環境となるよう、市営バスをはじめとした二次交通へのスムーズな接続と、駅舎を含めた駅周辺の整備に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア. 市道

- ①市道の改良、舗装の推進と冬期交通確保のための除雪や消融雪対策を推進する。
- ②交通安全対策として、雪崩、落石の危険箇所の対策に努める。
- ③近隣都市を結ぶ国道、県道等の主要幹線道路や、これらに接続する補助幹線道路などの整備に努め、循環性の向上を図る。
- ④既存の道路構造物等の適切な維持、管理に努め、防災・減災対策についても計画的に実施する。

イ. 農道及び林道

- ①農道の舗装・改修により、生活関連農道としての整備を図る。
- ②森林基幹道、団体営林道の開設を促進し、林野の高度利用、森林の保全を図る。
- ③既存の道路構造物などの適切な維持管理や既設林道の改良、舗装を促進する。

ウ. 交通確保対策

- ①冬期間の交通、安全な生活環境を確保するため、除雪機械の整備充実を図る。
- ②地域住民の足として市営バスの運行充実など輸送力の確保に努める。
- ③民間路線バス等運行の維持に努める。
- ④地域の実情に応じた新たな交通手段の調査、実施に努める。
- ⑤JR 城端線の利便性、快適性向上のため、駅舎を含めた駅周辺整備に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|---------------------------|------------------------|--------------|------|
| 4 交通施設の 整備、交通手段の 確保 | (1) 市町村道 道路 | | |
| | | 市道改良事業 | 南砺市 |
| | | 都市計画街路整備事業 | 南砺市 |
| | | 道路橋梁施設整備事業 | 南砺市 |
| | | 消融雪施設整備事業 | 南砺市 |
| | | 消融雪設備等更新事業 | 南砺市 |
| | その他 | 市営駐車場施設整備事業 | 南砺市 |
| | (3) 林道 | 団体営林道整備事業 | 南砺市 |
| | | 県単独林道整備事業 | 南砺市 |
| | | 県営林道整備事業負担金 | 富山県 |
| | (6) 自動車等 自動車 雪上車 | | |
| | | 市営バス車両購入事業 | 南砺市 |
| | | 除雪機械更新事業 | 南砺市 |
| | | 地域ぐるみ除排雪機械整備 | 南砺市 |
| | (9) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 民間バス運賃格差是正事業 | 南砺市 |
| 南砺市版公共ライドシェア事業 | | 南砺市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

上水道等普及率は、市全体で99%（令和6年度末）を超えており、概ね整備は完了している。今後は、老朽化の著しい施設について順次計画的な更新を行うとともに、耐震化を図り、強靱な水道施設を構築する必要がある。

下水道整備による汚水処理人口普及率は、99%（令和6年度末）を超えている。これまでも公共下水道や農林業集落排水施設、個別排水処理施設など各種汚水処理施設の整備を計画的に推進しており、今後は老朽化する施設の計画的更新などにより、快適な生活環境の確保と河川の水質汚濁防止に努める必要がある。

ごみ処理については砺波広域圏事務組合で管理運営されており、収集率は100%になっている。ごみステーションの適切な配置やごみの分別収集、集団回収の体制強化を図り、循環型社会の推進に引き続き努めなければならない。

消防・救急業務については、砺波地域消防組合で常備消防が配備されている。また、消防団は、32分団1,022名で構成しているが、山間部では地理的・自然的条件から常備消防を補完する消防団の初期対応が重要となることから、引き続き消防ポンプ自動車、消火栓、防火水槽などを計画的に適正配備する必要がある。

また、山間部の住宅については、冬期間の積雪量が多いことも考慮し、克雪住宅の普及を継続していく必要がある。

今後予想される課題として、過疎地域の給油取扱所の存続がある。過疎地域では、自動車や農林業機械の燃料、家庭における灯油などの供給施設となっているが、人口減少などにより民間事業者の撤退が懸念される。

問題が顕在化した際には、直ちに地域における日常生活が困難になることから、地域、民間事業者などと連携した対策を講じる必要がある。

(2) その対策

- ア. 水道施設の計画的更新や整備充実により、安全・安心な水道水の供給と持続可能な管理運営を図る。
- イ. 下水道施設の計画的更新や整備充実により水質保全と安定した管理運営を図る。
- ウ. 消防対策として、防火水槽、消火栓などの設置を計画的に実施する。
- エ. 消防ポンプ自動車などの更新を行い、消防体制の充実を図る。
- オ. 火災予防意識の高揚を図り、防火思想の普及啓発と防火体制の確立を図る。
- カ. 循環型社会構築のため、資源ごみ回収体制の強化や生ごみ処理機の利用促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | |
|---------------|---------------------------------|----------------|------|--|
| 5 生活環境の 整備 | (1) 水道施設 上水道 | | | |
| | | 老朽管更新事業 | 南砺市 | |
| | | 送・配水施設新設改良事業 | 南砺市 | |
| | | 施設設備更新事業 | 南砺市 | |
| | (2) 下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設 | | | |
| | | 施設設備更新事業 | 南砺市 | |
| | | 施設設備更新事業 | 南砺市 | |
| | (4) 火葬場 | 斎場機器等更新事業 | 南砺市 | |
| | (5) 消防施設 | 消防団機器整備事業 | 南砺市 | |
| | | 消防団施設整備事業 | 南砺市 | |
| | | 消火栓整備事業 | 南砺市 | |
| | (7) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 剪定枝等集積・再資源化事業 | 南砺市 | |
| | | 景観づくり住民協定等推進事業 | 南砺市 | |
| (8) その他 | 克雪住宅普及事業 | 南砺市 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 子育て環境の確保

本市では少子化と若者の転出超過が進行し、このままでは生産人口が減少し地域経済の縮小や地域社会の活力低下などさまざまな影響を及ぼすことが懸念されている。

昨今の少子化の要因として、若者の結婚観やライフスタイルの変化、結婚・出産に対する意識の変化による未婚化・晩婚化や共働き世帯の増加、仕事と子育てとの両立に対する不安や経済的負担感などが挙げられる。

そのため、本市では「総合計画」や「南砺市こども計画」に基づき、すべての住民が子育てを温かく応援するまちづくりを念頭に、こどもと若者の未来をみつめながら、こどもの最善の利益を第一に考え、豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを進めている。

具体的には、延長保育や土曜・休日保育、一時預かり、病児・病後児保育など多様なニーズに対応した保育サービスの提供や放課後のこどもの居場所づくり、子育てを担う家庭への切れ目のない伴走・経済支援、さらには地域や企業におけるこども・若者と子育て家庭への支援などにより、仕事と育児を両立できる環境づくりに努めるとともに、「南砺市こどもの権利条例」（以下「こどもの権利条例」という。）に基づき、すべてのこどもが人とのつながり、幸せを感じながら、健やかに成長できる環境づくりに努めている。

表7-1 (1) 出生数・出生率の推移（富山県保健統計年報）

(単位：人口千人対、人)

| | 出生率 | | | 合計特殊出生率 | |
|-------|-----|-----|-----|---------|------|
| | 全国 | 富山県 | 南砺市 | 全国 | 富山県 |
| 平成12年 | 9.5 | 9.1 | 7.0 | 1.36 | 1.45 |
| 平成17年 | 8.4 | 8.1 | 6.9 | 1.26 | 1.37 |
| 平成22年 | 8.5 | 7.6 | 6.7 | 1.39 | 1.42 |
| 平成26年 | 8.0 | 7.1 | 5.9 | 1.42 | 1.45 |
| 令和元年 | 7.0 | 6.4 | 5.3 | 1.36 | 1.53 |
| 令和5年 | 6.0 | 5.6 | 4.2 | 1.20 | 1.35 |

表7-1 (2) 教育・保育施設の現況

令和8年4月1日見込み

| 区分 | 園数 | 定員 | 入園数 |
|----------|-----|--------|------|
| 公立保育園 | 12園 | 1,195人 | 902人 |
| 私立認定こども園 | 3園 | 230人 | 213人 |

イ. 高齢者福祉

本市の高齢化率は39.1%と全国平均を大きく上回っている。若年層の大幅な人口流出、高齢者の平均寿命の上昇、少子化等により、今後もこの傾向が強まるものと予測される。

高齢者が安心して生活できる環境づくりを進めるため、平成29年1月に地域包括ケアセンターを開設し、保健・医療・福祉・介護を一体的・体系的に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築に努めている。同時に、高齢者がその経験・能力を活かしたボランティア活動、地域づくり活動に参加できる機会の創出、健康づくりの啓発や、介護予防、フレイル予防事業等の取組みの充実が必要である。

しかしながら、市全域において介護人材が不足し、特に訪問系のサービスを中心としたニーズへの対応が不十分であり、介護サービスにおける民間事業者の参入が進んでいないことが課題となっている。

また、介護保険サービスの拡充だけでなく、社会全体で支え合うために地域住民等による充実した支え合いの活動を展開することで、南砺市型「地域包括ケアシステム」を構築する必要がある。

表7-2 (1) 在宅要援護老人の状況 (地域包括ケア課調べ)

令和7年3月31日現在

| 65歳以上人口 | ひとり暮らし老人 | 寝たきり老人 | 高齢者のみ世帯 (※) |
|---------|----------|--------|-------------|
| 18,397人 | 3,168人 | 950人 | 2,726世帯 |

※ ひとり暮らし老人世帯を除く

表7-2 (2) 介護保険施設の状況 (地域包括ケア課調べ)

令和7年3月31日現在

| 区分 | 箇所数 | 定員 |
|---------------------------|-----|------|
| 特別養護老人ホーム | 4箇所 | 387床 |
| 介護老人保健施設 (療養型老人保健施設含む) | 3箇所 | 240床 |
| 介護医療院 | 1箇所 | 45床 |

ウ. 母子・父子福祉

母子・父子家庭ともに、近年増加傾向にある。特に母子家庭の占める割合が大きく、自立に向けた経済的支援や伴走型支援を充実させることの必要性が高まっている。

エ. 障がい者 (児) 福祉

障がい者 (児) が社会の一員として自立できるように、企業や関係機関と連携して雇用の促進を図るとともに、障がい者の特性に応じた生活支援、教育環境及び通所施設の整備・充実により、自立支援や社会参加の促進を図る必要がある。

オ. 保健・健康づくり

保健事業の実施にあつては、南砺市民健康プランの基本目標である「健康寿命の延伸」に向けて、

- ① 主要な生活習慣病の発症予防と重病化予防の推進
- ② 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ③ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ④ 生活習慣及び社会環境の改善

を進めていく必要がある。

また、母子保健の面では、妊娠・出産から子育て期にかけて母親と家族が直面する様々な不安や悩みを、継続的・包括的に支援する体制の整備が求められている。

本市では、保健センターを中心に、医療機関などとの連携を図りながら、妊産婦、乳幼児から高齢者に至るまで一貫した保健事業を展開しているが、今後は保健事業の充実とともに、医療費の増大を抑えるという観点から、幅広い分野にわたって市民の健康づくりを支援し、市民ひとりひとりが豊かな生涯を送るための健康づくりを推進していく必要がある。

(2) その対策

ア. 子育て環境の確保

- ① こどもを生み・育てやすい環境づくりのため、必要なサービスの拡充に努める。
- ② 多様化する保育ニーズに対応するとともに均一なサービスの実施に努める。
- ③ 家庭と地域が一体となってこどもの健全な育成を図っていくため、総合的なこどもの放課後対策を推進していく。
- ④ 児童虐待やネグレクト等の早期発見に努めるとともに関連機関や部署との連携のもとに相談、支援に努める。
- ⑤ 障がい児や発達に気付きをもつ児など、配慮が必要なこどもと家庭への支援策を関連機関や部署との連携強化を図りながら促進する。
- ⑥ 「こどもの権利条例」に基づき、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、健やかに成長できる環境づくりに努める。

イ. 高齢者福祉

- ① 介護サービス基盤の整備を推進する。なお、施設整備にあつては、公共施設等総合管理計画との整合性も踏まえ、計画的に整備、改修等を進める。
- ② フレイル予防及び健康づくりを推進する。
- ③ 認知症高齢者支援対策を推進する。
- ④ 地域包括ケアシステムを推進し、地域での支え合い体制を推進する。
- ⑤ 高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進する。

ウ. 母子・父子福祉

母子家庭や父子家庭に対する住宅支援、就労支援、技術習得支援、児童の就学支援など経済的、精神的支援策を継続的に進めていく。

エ. 障がい者（児）福祉

- ①障がい者（児）に対する思いやりと理解のため、市民の意識啓発を行うとともに、地域との交流機会の拡大や企業へ雇用の促進を働きかける。
- ②障がい者が社会への参加から社会経済活動まで参加できるよう共同生活援助、就労移行支援、就労継続支援などの障害福祉サービス事業所の整備・充実により、自立支援や社会参加の促進に努める。
- ③障がい者の社会参加を促すための公共施設のバリアフリー化や、障がい者理解のための啓発活動など心のバリアフリー化・情報のバリアフリー化を促進することにより、障がいのある人が暮らしやすい生活環境を物心両面から支援していく。

オ. 保健・健康づくり

- ①主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進する。
- ②社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を図る。
- ③健康を支え、守るための社会環境の整備を図る。
- ④生活習慣及び社会環境の改善を図る。
- ⑤妊娠・出産・子育て期において、継続的・包括的に支援する体制の整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|---|--------------------|------------------------------|------|
| 6 子育て環境 の確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設 保育所 | 保育園設備整備事業 | 南砺市 |
| | | 児童館環境整備事業 | 南砺市 |
| | (3) 高齢者福祉施設 その他 | 高齢者保健福祉施設整備事業 | 南砺市 |
| | | 社会福祉施設整備事業 | 南砺市 |
| | (9) その他 | フレイル予防事業 | 南砺市 |
| | | 介護予防・日常生活支援活動拠点施設改修及び備品等整備事業 | 南砺市 |
| | | 通所型サービスB事業 | 南砺市 |
| | | 訪問型サービスB事業 | 南砺市 |
| | | とやまっ子さんさん広場推進事業 | 南砺市 |
| | | 放課後児童クラブ事業 | 南砺市 |
| | | こども妊産婦医療費助成事業 | 南砺市 |
| | | 小中高校入学支援事業 | 南砺市 |
| | | 高校生通学支援事業 | 南砺市 |
| | | こどもの遊び場環境整備事業 | 南砺市 |
| | | 保育園DX化事業 | 南砺市 |
| | | 放課後児童クラブDX事業 | 南砺市 |
| 妊娠・出産包括支援事業 (南砺市型「ネウボラ」推進事業) | 南砺市 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市では、平野部において2つの市立病院（南砺市民病院、公立南砺中央病院）及び1診療所（南砺家庭・地域医療センター）を、山間部においては3へき地診療所（平診療所、上平診療所、利賀診療所）を運営している。

市立2病院については、専門医や看護師等の医療従事者の減少や医療従事者の働き方改革の推進により、夜勤看護体制や救急受入体制に支障が出始めており、今後増加が見込まれる高齢者医療への対応が急務となっている。

一方、3つのへき地診療所においては、自治医科大学卒業医師と総合診療医により週3～4日間の診察を行っているが、症例数の少なさから医師の研鑽機会が少ないという課題を抱えている。あわせて、看護師の高齢化が喫緊の課題となっており、持続可能な運営体制への見直しが必要な状況となっている。

(2) その対策

平野部の市立2病院については、2病院間での医療機能の分化によって限りある医療資源を最大限効果的・効率的に配置することにより、今後増加する高齢者医療に対応するとともに、二次医療圏内における基幹病院との強力な連携体制を早期に構築していく。

一方、へき地医療の維持については、市立2病院、市立訪問看護ステーション、総合診療医派遣元大学、富山県との連携協力のもと、地域診療拠点を創設し、医師・看護師がローテーションを組んでへき地医療を支える体制を早期に構築する。併せて、持続可能なへき地医療提供体制を強化するため、遠隔診療などICT技術の導入を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|---------------|-----------------------|-------------------|------|
| 7 医療の確保 | (1) 診療施設 病院 | 医療機器整備事業 | 南砺市 |
| | | 病院施設整備・改修事業 | 南砺市 |
| | 診療所 | 診療所医療機器整備事業 | 南砺市 |
| | | 診療所施設整備・改修事業 | 南砺市 |
| | (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 持続可能な地域医療提供体制構築事業 | 南砺市 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

地域の将来を担うこどもたちは地域の宝である。こどもたちが夢と地域への誇りを持ち続けることができるよう、良好な教育環境を整備することが行政の責務である。

令和6年度に策定した「第3次南砺市教育振興基本計画」（以下「教育振興基本計画」という。）では、安全・安心な教育環境を整えたうえで、「自他を尊重しあう豊かな心」、「主体的・対話的に学ぶ力」、「健やかな体」を養い、「小中一貫教育」、「幼・保・小」の連携、「情報活用能力の向上」、将来を支える活力につながる「ふるさと学習」などの取組みを推進する必要があるとしている。

また、へき地校・小規模校では、児童、生徒数の減少が著しいことから、義務教育学校導入、複式学級対応、コミュニティ・スクール導入、山村留学制度などの取組みの充実が求められている。

学校施設等については、児童生徒数の減少を踏まえ、「南砺市立学校のあり方検討委員会」の提言に沿って、児童生徒がよりよい教育を受けることができるよう計画的に整備、改修等を進める必要がある。

表9-1 児童・生徒数の推移（学校基本調査）

各年5月1日現在

| 区分 | 平成11年 | 平成16年 | 平成21年 | 平成26年 | 令和3年 | 令和7年 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校（義務教育学校の前期課程含む） | 3,421人 | 3,067人 | 2,791人 | 2,513人 | 2,059人 | 1,904人 |
| 中学校（義務教育学校の後期課程含む） | 2,084人 | 1,693人 | 1,526人 | 1,363人 | 1,184人 | 1,036人 |
| 計 | 5,505人 | 4,760人 | 4,317人 | 3,876人 | 3,243人 | 2,940人 |

イ. 生涯学習

誰もが生涯を通して学び続け、心豊かで生きがいのある人生の実現を目的に、各種講座・講演会などを開催している。また、地域コミュニティの活性化、人材育成を目的に、地域の青少年団体への支援を行っている。

教育振興基本計画では、各種講座・講演会の内容の充実が市民満足度を高め、地域の教育力を向上させるとされていることから、今後も生涯学習事業の充実を図る必要がある。

社会教育施設は、利用者数の減少と公共施設等総合管理計画との整合性も踏まえ、計画的に整備、改修等を進める必要がある。

ウ. 生涯スポーツ

本市は、山間地の特性を生かした社会体育施設を所有し、各地で大会や合宿の実施に活用されている。特に、全国規模の大会の実施は、地域の活力向上と観光振興に大きく寄与するため、その継続的な支援が不可欠である。

また、山間部には民間の体育施設やスポーツジムの不足を補うため、地域の体育関係団体や総合型地域スポーツクラブの役割は非常に重要となる。今後も年齢層の変化など、多様な個人の状況に応じてスポーツに参画できるよう、継続的に支援していく必要がある。

社会体育施設は、利用者数の減少と公共施設等総合管理計画との整合性も踏まえ、計画的に整備、改修等を進める必要がある。

(2) その対策

ア. 学校教育

- ①「ふるさと教育推進事業」に取り組み、歴史や文化、郷土芸能、特産物を学び、それらを支えてきた先人の生き方を知るとともに、より理解を深め、学んだ成果を市民に発表する場を設ける。
- ②児童生徒が話すことに耳を傾け、共感し、尊重し、受け入れる事で自己肯定感を醸成し、また、「できる」という小さい成功体験を多く積みませ、自己肯定感の高まりにつなげる。
- ③「小中一貫教育」、「情報活用能力の向上」、「幼・保・小」の連携事業を推進する。
- ④へき地・小規模校に対応した活力ある学校づくりを実施する。
- ⑤学校施設等については、「南砺市立学校のあり方検討委員会」の提言に沿って「地域学校統合検討委員会」を設置し、地域ごとに学校統合を協議し、その方向性を踏まえ、計画的に整備、改修等を進める。

イ. 生涯学習

- ①多様な世代の学習意欲や満足度を高めるため、充実した生涯学習の機会を提供する。
- ②地域コミュニティの活性化や人材育成のため、青少年団体への支援を行う。
- ③社会教育施設は、人口減少という現状及び公共施設等総合管理計画との整合性も踏まえ、計画的に整備、改修等を進める。

ウ. 生涯スポーツ

- ①スキーやカヌー、ボート、トレイルランなど地域の特性を活かしたスポーツの振興に努め、各種大会の誘致を推進する。
- ②各種体育関係団体の育成と支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブの組織化及び活動の地域への波及を支援する。
- ③社会体育施設は、人口減少という現状及び公共施設等総合管理計画との整合性も踏まえ、計画的に整備、改修等を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | |
|---------------|-----------------------|---------------------|---------------|-----|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | | | |
| | | 校舎 | 市立学校施設整備・改修事業 | 南砺市 |
| | | 屋内運動場 | 体育館設備改修事業 | 南砺市 |
| | | 屋外運動場 | 学校屋外運動場改修事業 | 南砺市 |
| | | 水泳プール | プール改修事業 | 南砺市 |
| | | 教職員住宅 | 教員住宅改修事業 | 南砺市 |
| | | スクールバス・ポート | スクールバス更新事業 | 南砺市 |
| | (3) 集会施設、体育施設等 | | | |
| | | 集会施設 | 文化センター整備事業 | 南砺市 |
| | | 体育施設 | スポーツ施設整備事業 | 南砺市 |
| | | 図書館 | 図書館整備事業 | 南砺市 |
| | | その他 | 交流センター改修事業 | 南砺市 |
| | | | 交流センター修繕事業 | 南砺市 |
| | (4) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 山村留学定住事業 | 南砺市 | |
| | | ICT 教育支援事業 | 南砺市 | |
| | | 地域部活動体制整備事業 | 南砺市 | |
| | | 総合型地域スポーツクラブ育成費補助事業 | 南砺市 | |
| | | 生涯スポーツ推進事業 | 南砺市 | |
| | | 国際・全国規模スポーツ大会運営補助事業 | 南砺市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市の各集落においては、住民が連帯感をもちながらコミュニティ活動を行い、農林地の適切な管理や伝統文化等の継承など良好な集落機能を維持している。

令和元年度には、旧小学校区単位の地域において、地域住民が主体となり、住民の声を聞き地域の課題やニーズに対応し、持続可能な地域づくりに取り組むことを目的に「地域づくり協議会」が設立された。

一方で、山間地には20戸に満たない小規模集落が多く、これらの集落では高齢化が著しく、一人暮らし老人世帯や高齢者のみの世帯も多いことから、空き家の増加や集落の活力低下、集落機能の維持が困難になることが懸念されている。

ア. 集落整備の方針

集落によっては、基幹道路の整備や生活環境の整備が進み、また、自然環境に優れた山村の生活が見直されてきたことから、徐々にUIJターナー者が見受けられるようになってきた。今後は、さらに集落間を結ぶ道路整備や除雪対策、防火体制の整備による居住環境の向上などにより、住民が安心して暮らせる集落を構築する必要がある。また、人口減少に伴い、集落内における空き家の増加も問題となっていることから、移住者と空き家をマッチングさせ、空き家の流動性を向上させていく必要がある。あわせて、老朽化し危険な状態にある空き家の調査や適切な除却を進め、集落の良好な生活環境の保全を図る。

また、各集落の状況によっては、遊休公共施設等を有効活用し、公益的機能を集約した「小さな拠点」の整備を検討する必要がある。

イ. 集落の機能の維持

人口の減少と高齢化により、除雪や草刈りといった地域の共同活動の担い手が不足し、コミュニティの機能維持が難しくなる集落が増えてくる。そのため、地域おこし協力隊など地域外の人材を受入れて行う共同活動や「地域づくり協議会」が中心となって取り組む課題解決事業、イベント等への支援を行う。

(2) その対策

ア. 集落整備の方針

- ①集落間を結ぶ道路や集落と幹線道路を結ぶ道路整備を推進するとともに、交通の確保や生活環境施設の整備に努める。
- ②冬期間の除雪体制の整備や地滑りや雪崩などの災害対策の実施により集落の保全を図る。
- ③空き家の解消のため、移住者と空き家のマッチングを行うなど、空き家の流動性の向上を図る。
- ④遊休公共施設等を有効活用するなど、集落の状況に応じ「小さな拠点」の検討、整備を行う。

イ. 集落の機能の維持

- ①地域コミュニティの機能維持に向けた取組みについて支援を行う。
- ②地域づくり協議会が中心となって取り組む課題解決事業、イベント等への支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|---------------|-----------------------|---------------|------|
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 小規模多機能自治推進事業 | 南砺市 |
| | | 老朽危険空き家除却支援事業 | 南砺市 |
| | (3) その他 | なんと未来創造塾開催事業 | 南砺市 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市は、市町村合併により、県内はもとより、全国に誇る地域文化を有する市となった。

五箇山地方の相倉や菅沼に代表される合掌造り集落は、近世以来の山村の生活を現在にそのまま色濃く残し、白川郷の合掌造り集落とともにユネスコの世界文化遺産に登録されている。また、五箇山地方には「麦屋節」や「筑子唄」など、数多くの民謡が伝承されており、「五箇山の歌と踊」として国選択無形民俗文化財となっている。毎年秋に城端善徳寺周辺で開催される「城端むぎや祭」では、大勢の観光客を集めて、これら五箇山民謡が披露される。このほかにも、ユネスコ無形文化遺産の「城端神明宮祭の曳山行事」やプロジェクト未来遺産の「福野の夜高祭」をはじめ、獅子舞や利賀の初午などの祭礼や神事が各地域で受け継がれている。

このように長い歴史のなかで受け継がれてきた文化・文化財ではあるが、現在、五箇山地方では合掌造り家屋の屋根を葺く茅の確保や、屋根の葺替え作業ができる人材の育成が課題となっているほか、人口流出や少子・高齢化が進み、伝統的民俗芸能等、山村特有の文化の継承が困難になりつつあることから、貴重な伝統文化・文化財の保存と継承が重要な課題となっている。

また、世界的な演劇の聖地「利賀」では、アジアにおける舞台芸術の拠点として文化を発信していく取組みを行っており、「福野」でもワールドミュージックの祭典「スキヤキ・ミーツ・ザ・ワールド」が毎年開催されている。このほか、「井波」では伝統の木彫刻技術をはじめとして彫刻に関する文化財等が日本遺産に認定されるなど、各地域で新しい文化の創造や、伝統文化をさらに発展させる動きもみられることから、このような取組みを支援する体制を整えることも重要な課題となっている。

(2) その対策

ア. 貴重な文化財や文献等を後世に引継ぎ、また、郷土学習などを通じて郷土への理解を深めるため、文化財等の保存事業の実施及び支援、展示学習施設の整備等を実施する。

イ. 合掌造り集落の茅葺屋根の葺替え技能を有する担い手を育成・確保する。

ウ. 茅場の造成の実施及び支援を行うとともに葺替え費用の助成制度を設ける。

エ. 火災による貴重な文化財の焼失などを防ぐため、防火防災体制の強化と消防施設の整備を行う。

オ. 定住対策、交流人口の増加なども含めた総合的な施策の実施により、地域文化の後継者を育成、確保するとともに、伝統的民俗芸能を継承する保存会などの活動を支援する。

カ. 観光資源としてさらに活用を図るため、アクセス道路の整備や駐車場の確保、便益施設の整備を推進するとともに、テレビや新聞、その他様々なメディアを通じてPRに努める。

キ. 新しい文化の創造や、伝統文化のさらなる発展につながる取組みに対して支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|-----------------|---------------------------|-------------------|------|
| 10 地域文化 の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 | | |
| | | 城端曳山会館改修事業 | 南砺市 |
| | | 博物館等改修事業 | 南砺市 |
| | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 世界遺産保存活用事業 | 南砺市 |
| | | 合掌造り家屋保護事業 | 南砺市 |
| | | 過疎地域芸術文化団体支援事業 | 南砺市 |
| | | 南砺市文化芸術振興実施計画促進事業 | 南砺市 |
| | (3) その他 | 利賀芸術公園管理事業 | 南砺市 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

本市では、地域資源（人、物、自然、文化、お金）の循環と交流、それによる自立した地域の確立を目指す「エコビレッジ構想」を推進している。エコビレッジ構想の基本理念は「小さな循環による地域デザイン」であり、過疎集落などの小さなコミュニティでの循環が基礎となっている。取組みとしては、市域の面積の約80%を占める森林を地域資源として有効活用し、再生可能エネルギー促進事業に取り組んでおり、これらの取組みが評価され、国のSDGs未来都市に選定されている。今後も、SDGsの理念に基づき、経済・社会・環境の3側面の調和がとれた持続可能なまちづくりを進めていく。

また、令和2年度に、2050年までに温室効果ガス及び二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを宣言した。さらなる再生可能エネルギーの利活用、次世代の育成・教育に取り組むとともに、地域新電力会社等との連携を強化し、エネルギーの地産地消を促進することで、持続可能なまちづくりを推進していく必要がある。

(2) その対策

ア. 地域資源を活かした再生可能エネルギーの利用促進に向けた事業を官民が連携して実施する。

イ. SDGsの理念を取り入れた持続可能なまちづくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|-----------------------------|--------------|--------------|------|
| 1 1 再生可能 エネルギーの利 用の促進 | (3) その他 | SDGs 推進事業 | 南砺市 |
| | | エコビレッジ構想推進事業 | 南砺市 |
| | | 地域内資金循環推進事業 | 南砺市 |
| | | ゼロカーボン推進事業 | 南砺市 |
| | | 森林資源燃料活用促進事業 | 南砺市 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア. 人口対策

本市は、将来に向けて深刻な人口減少が見込まれている。減少率は、山間部が特に高くなっている。人口減少の主な原因として、出生率の低下に伴う自然増が見込めないことや、転出超過による社会減が大きいことが挙げられることから、「早期の結婚支援」、「若者ネットワークづくり」を推進し、きめ細かな支援やネットワークづくりを通じて、様々な分野への若者参画を図る必要がある。

イ. 基金の造成

本市では、過疎対策事業債などを活用しながら計画的に過疎対策事業を実施しているが、今後の財政状況として、普通交付税では市町村合併の合併算定替えによる段階的縮減が終了し、一本算定となったことに加え、人口減少に伴う市税収入等の減少により、これまで以上に財源の確保が厳しさを増すことが見込まれている。

今後も計画的に過疎対策事業を実施するため、南砺市過疎地域自立促進基金に将来の過疎対策事業の財源を確保する必要がある。

(2) その対策

ア. 人口対策

- ①結婚活動支援事業を実施する。
- ②「若者ネットワークづくり」を推進し、様々な分野への若者参画を図る。

イ. 基金の造成

- ①将来の過疎対策事業の見込み、公債費負担の状況等を考慮しながら、過疎地域自立促進基金の積立てを行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|-------------------------|-----------------------|----------------|------|
| 1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1) 過疎地域持続的 発展特別事業 | 結婚活動支援事業 | 南砺市 |
| | | 若者ネットワーク事業 | 南砺市 |
| | | 過疎地域自立促進基金の積立て | 南砺市 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める「管理に関する基本的な考え方」を踏まえた施設の整備、改修を実施する。

1 4 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|---------------|--|
| 1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成 | (4) 過疎 地域持続的 発展特別事 業 | 定住支援事業「定 住奨励金」 | 南砺市 | 定住人口の増加を図り、元気に満ちあふれた地域 社会を実現する。 |
| | | 不動産バンク活用 促進事業 | 南砺市 | 空き家の有効活用を通して交流人口の拡大及び 定住促進による地域の活性化を図る。 |
| | | 空き家利活用事業 | 南砺市 | 空き家の有効活用を通じて、その減少を図り、若 年層の定住を促すことで、地域の活性化及び世代 間交流を促進する。 |
| | | 応援市民制度事業 | 南砺市 | 市民とともに地域課題に取り組む人材（応援市 民）を増やすことで、関係人口の創出を図り、地 域の活性化を促進する。 |
| | | 官学・官民連携事 業 | 南砺市 | 大学や企業の知見を活用し、効果的な施策・事業 提案につなげる。 |
| 2 産業の 振興 | (10) 過 疎地域持続 的発展特別 事業 | 商工事業（五箇山 和紙まつり・全国 和紙ちぎり絵展） | 南砺市 | 五箇山和紙の伝統的な技法などに触れる機会を 通じて、地域と共生し広く普及発展する。 |
| | | 観光資源発掘事業 | 南砺市 | 観光資源を活用した民間団体のイベント開催を 支援するもので、4年目以降は自立し実施する。 |
| | | 観光振興事業 | 南砺市 | 過疎地域に伝承されるお祭りやイベントを支援 することで、後世への継承を図る。 |
| | | アニメツーリズム 事業 | 南砺市 | 情報発信を行うことで、アニメファンによる演出 関連場所も含めたリピート訪問を促進する。 |
| | | 世界遺産バス運行 事業 | 南砺市 加越能バス株 | 隣県からの周遊観光を促進することで、市単独で の誘客よりも効果的に観光客を呼び込むことが できる。 |
| 4 交通施 設の整備、 交通手段の 確保 | (9) 過疎 地域持続的 発展特別事 業 | 民間バス運賃格差 是正事業 | 南砺市 | 山間過疎地域において、民間路線バスに市営バス 回数券1枚で乗車できるようにすることで、当該 地域住民の福祉向上及び山間過疎地域の振興を 図る。 |
| | | 南砺市版公共ライ ドシェア事業 | 南砺市 | 鉄道再構築、市営バス再編に伴う移動需要を補完 する交通手段として取り組む。また、交通事業者 のドライバー不足対策として、公共交通を維持す る。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|---------------------|------|---|
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | 剪定枝等集積・再資源化事業 | 南砺市 | 散居村特有の剪定枝等の集積・再資源化を行い、居住性の向上を図る。 |
| | | 景観づくり住民協定等推進事業 | 南砺市 | 景観づくり住民協定の普及を図り、地域を挙げて優れた景観を保全・創造する取り組みを推進する。 |
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 | 持続可能な地域医療提供体制構築事業 | 南砺市 | 山間部において、一定水準以上の地域医療を確保するため、遠隔診療、処方薬・検査検体の輸送、巡回車両の運行など持続可能な医療提供体制を整えることで、地域住民の福祉向上と山間過疎地域における居住性の向上を図る。 |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 山村留学定住事業 | 南砺市 | 地域外からの山村留学生を受け入れることで、地域に住む児童生徒が多様な考え方や向上心を育むことができ、教育環境の充実が図れる。また、交流人口が増えることで、将来的な移住定住につながることを期待できるほか、伝統文化の継承や魅力ある地域資源の再認識にも資するので、地域の活力を生み出せる。 |
| | | ICT教育支援事業 | 南砺市 | 質の高い教育を提供し、地域のこどもたちの情報活用能力を高めることで、社会で活躍できるためのスキルの習得につながる。将来的に地域を担う人材の定着と持続的な活力を生み出すことが期待できる。 |
| | | 地域部活動体制整備事業 | 南砺市 | 地域のこどもの多様な活動機会の場を確保するとともに、部活動や地域クラブの質の向上を図る。持続可能で魅力的な教育環境の整備を通じ、将来地域を支える人材を育成するとともに、地域外への若年層の流出を防ぐ。 |
| | | 総合型地域スポーツクラブ育成費補助事業 | 南砺市 | 地域の方々のスポーツニーズに応えられるよう総合型地域スポーツクラブの育成活動について支援を図る。 |
| | | 生涯スポーツ推進事業 | 南砺市 | 生涯スポーツの振興や普及、ボート競技の合宿の誘致を図り、地域活性化につなげる。 |
| | | 国際・全国規模スポーツ大会運営補助事業 | 南砺市 | スポーツを通じて、スポーツの振興及び地域活性化を図る。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--|-------------------------------|---------------------------|------|--|
| 9 集落の 整備 | (2) 過疎 地域持続的 発展特別事 業 | 小規模多機能自治 推進事業 | 南砺市 | 地域が主体的に住民自治に取り組むことで、持続 可能な地域づくりに繋がる。 |
| | | 老朽危険空き家除 却支援事業 | 南砺市 | 市民の安全・安心な生活を確保し、地域の良好な 生活環境の保全を図る。 |
| 10 地域 文化の振興 等 | (2) 過疎 地域持続的 発展特別事 業 | 世界遺産保存活用 事業 | 南砺市 | 世界遺産保護を足がかりとして持続可能な「地域 づくり」を志向する。 |
| | | 合掌造り家屋保護 事業 | 南砺市 | 市内に残る貴重な合掌造り家屋などの茅葺き家 屋の保存を図るもの。 |
| | | 過疎地域芸術文化 団体支援事業 | 南砺市 | 県・市指定の無形民俗文化財である唄や踊りの保 存継承を実施するもの。 |
| | | 南砺市文化芸術振 興実施計画促進事 業 | 南砺市 | 南砺市文化芸術振興基本計画(第3期)に掲げる 基本方針の達成に向けて、具体的実施事業を実施 するもの。 |
| 12 その 他地域の持 続的発展に 関し必要な 事項 | (1) 過疎 地域持続的 発展特別事 業 | 結婚活動支援事業 | 南砺市 | 結婚活動を支援することにより、独身者の婚活へ の機運を高め、成婚へと導くとともに、未婚率上 昇の歯止めとする。 |
| | | 若者ネットワー ク事業 | 南砺市 | 若者ネットワークづくりを推進することで、様々 な分野に若者が参画する機会、きっかけを創出 し、市への定着を図る。 |
| | | 過疎地域自立促進 基金の積立て | 南砺市 | 基金を積立てることで、過疎対策事業を計画的に 実施することができる。 |